

周南市監査委員 山 下 敏 彦

周南市監査委員 田 中 和 末

### 定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

#### 1 監査の対象

環境生活部

環境政策課、リサイクル推進課、市民課、生活安全課、人権推進課

#### 2 監査の範囲

平成28年（一部平成27年）4月から平成28年10月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

#### 3 監査の実施期間

平成28年12月1日から平成29年2月14日まで

#### 4 監査の結果に基づき措置を講じた内容

環境政策課

##### (1) 収入事務

ア 調定書及び納入通知書に納期限の記載がなかった都市公園使用料（墓地公園）、行政財産目的外使用料及び飲料水供給施設給水料金について、今後は適正に処理します。

リサイクル推進課

##### (1) 支出事務

ア 特殊勤務手当支給条例に基づく支給がされていなかった特殊勤務手

当について、適正な算定による手当との差額の返還を受け、戻入等の処理をしました。

(2) 契約事務

ア 職務権限規程に基づく決裁がされていなかった売払いを目的とする物品の契約事務について、職務権限規程に基づく決裁をしました。

イ 契約事務規則に基づく手続きがされていなかった委託契約について、契約事務規則に基づく手続きをしました。

生活安全課

(1) 財産管理事務

ア 備品管理システムに登載されていなかった備品について、登載しました。

人権推進課

(1) 共通的事項

ア 職務権限規程に基づく決裁がされていなかった隣保館の使用許可について、職務権限規程に基づく決裁をしました。

(2) 収入事務

ア 調定書及び納入通知書に納期限の記載がなかった隣保館の使用料について、今後は適正に処理します。